教育環境整備協議会の傍聴に関する事務取扱要領

制 定 平成19年9月11日 (2007年)

1 趣旨

この要領は、教育環境整備協議会(以下「協議会」という。)の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 傍聴

会議の傍聴は、原則としてこれを認めるものとする。ただし、会議の傍聴を認めることにより、公正・円滑な議事運営が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められるときは、協議会の議長は、協議会の意見を聴いて、会議の傍聴を認めないことができる。

3 傍聴の手続き

傍聴の手続きは、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 傍聴の受付は、原則として会議の開催時刻の15分前から行うものとする。
- (2) 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名を傍聴希望者受付票に記入しなければならない。

4 傍聴することができない者

次に該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯び他人に迷惑を及ぼすと認められる者
- (2) 掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (3) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる物を持っている者

5 傍聴者の守るべき事項

傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。

- (3) 鉢巻をするなどの示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は、不体裁な行為をしないこと。
- (6) 写真等を撮影し、又は録音をしないこと。(ただし議長の許可を得た者はこの 限りではない。)
- (7) 携帯電話を使用しないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。

6 会議資料の閲覧

会議の資料は、傍聴者の閲覧に供するものとする。ただし、吹田市公文書公開条例第7条各号に定める情報に該当すると認められるものについては、この限りではない。

7 係員の指示

傍聴者は、係員の指示に従わなければならない。

8 違反に対する措置

傍聴者がこの要領に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないとき は、これを退場させることができる。

9 その他の措置

議長は、傍聴席について臨機の措置をとることができる。